

返戻金制度

＜求職者がインドネシアまたはミャンマーから入国した場合＞

採用した日から起算して 180 日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職した場合は、紹介手数料の 50%を返還する。

但し、下記の場合はこの限りではない。

- ① 内定通知に記載された就業条件と入社後の就業条件や業務内容等が異なることに起因する退職の場合
- ② 求人者の都合により解雇され、または退職した場合
- ③ 天災地変等の自然災害など不可抗力により不就労となった場合

許可番号 39-ユ-300066

事業所の名称及び所在地 高知県高知市仁井田4563番地1

一般社団法人 外国人材活用・地域創生支援機構